令和七年十月二十三日 者の総数の三分の一の数は、別表のとおりである。 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による選挙権を有する**広島県選挙管理委員会告示第八十八号**

広島県選挙管理委員会委員長 大

茂

辻

選 挙		区	三 分 の 一 の 数
広 島 市	中	区	38, 615
広 島 市	東	区	32, 349
広 島 市	南	区	38, 978
広 島 市	西	区	51, 318
広 島 市 安	佐 南	区	65, 686
広 島 市 安	佐 北	区	38, 480
広島市	安 芸	区	20, 829
広島市	佐 伯	区	38, 214
呉		市	57, 031
竹原市	豊田	郡	8, 367
三原市	世羅	郡	28, 115
尾道		市	35, 245
福山		市	124, 611
府 中 市	神石	郡	12, 232
三次		市	13, 375
庄原		市	8, 819
大竹		市	7, 171
東 広	島	市	50, 548
廿日	市	市	31, 844
安 芸 高	田	市	7, 209
江 田	島	市	5, 891
安芸		郡	32, 372
山		郡	6, 254